

地域計画

策定年月日	令和7年3月27日
更新年月日	()
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	防府市 (35206)
地域名 (地域内農業集落名)	奥畑・久兼・和字・真尾 (矢筈、奥北、奥南、西片、中村、久兼上、和字、下郷、高松、中央郷、南郷、堀溝、坂本)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	147 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	134.7 ha
② 田の面積	135.2 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	11.8 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	26.2 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0 ha
(参考)区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	93.4 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	- ha
(備考) ・遊休農地10.9ha(うち1号遊休農地 黄6.4ha 緑4.5ha、)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

- ・耕作者数448戸(うち、市内在住者219戸)、平均年齢75歳、平均経営面積33a/戸
- ・担い手(認定農業者等)4戸、平均年齢66歳、平均経営面積約1.2ha
- ・1筆あたりの農地面積は約8aと狭く、傾斜地にあるなど厳しい条件のため、担い手への農地集積は進まず、水田の約3割が保全管理されている。
- ・久兼地区は、中山間地域等直接支払制度に基づく集落協定が結ばれ、協定内の耕作者が維持管理している。また、農地保全や飼養管理の省力化を目的とした牛の水田放牧が行われている。
- ・和字地区、真尾地区では、小野環境保全会による共同保全活動や、農道・水路の部分補修等が行われている。
- ・真尾地区では、基盤整備事業の勉強会が行われ、次の段階に向けた検討が開始されている。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

- ・久兼地区は、現在耕作されている農地について、中山間地域等直接支払交付金制度を活用した集落協定に基づき農地を保全管理していく。水田放牧を今後も継続し、耕作放棄地の解消、発生を防止する。
- ・真尾地区は、基盤整備事業の導入に向けた検討を更に進める。
- ・農業に意欲のある担い手は多様な経営体に位置付け、農業・農村の活性化に結び付く様々な活動を支援する。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
・多様な経営体など地域の担い手が協力して、農地を維持・管理し、集積・集約化に結び付けていく。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	3.2	%	将来の目標とする集積率
			3.2 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
・目標地図に位置付ける者を中心に農地中間管理事業による集約化を進める。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積・集団化の取組
・真尾地区では、基盤整備事業の検討を進めつつ、実際の農地の利用状況を踏まえ、担い手や多様な経営体への農地の集積・集約化を進める。 ・その他の地区では、現場のニーズに応じた農地の貸借を進める。 ・中山間地域等直接支払制度の活用方法を見直すなど、今後とも農地の維持管理活動が継続できるよう進める。
(2)農地中間管理機構の活用方法
・農地中間管理機構事業を有効に活用していく。また、借受農地管理事業等の活用などにより、より良い農地条件で営農を行えるように取り組む。
(3)基盤整備事業への取組
・真尾地区の基盤整備事業は、奈美地区や中山地区、鈴屋地区と一体的な活動を目指し、勉強会の継続や、事業化に向けた取組を進める。 ・多面的機能支払交付金を活用し、計画的な水路や道路などの施設の長寿命化のための補修や更新を進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
・兼業農家等担い手の実情や意向等を把握し、必要に応じ多様な経営体として育成し、地域農業継承への貢献や、担い手への発展を促す。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
・基幹作業等に支障をきたした場合、農業公社による農作業受託事業の利用や、近隣の経営体との結び付けを進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①防止柵や緩衝帯の維持管理を行うとともに、被害の状況に応じて、地域ぐるみで対応できる体制を構築する。
⑦農業公社等による農作業受託や、草刈り機のレンタル利用、近隣農家への委託等により農地の保全管理を促すとともに、耕作放棄地発生の防止に努める。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度: 令和 16 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託 面積	経営作目等	経営面積	作業受託 面積	目標地図 上の表示	備考
認農			0.96 ha	ha		0.96 ha	ha		
認農			1.42 ha	ha		1.42 ha	ha		
認農			1.81 ha	ha		1.81 ha	ha		
到達			0.45 ha	ha		0.45 ha	ha		
利用者	その他農業者	—	42.38 ha	ha		41.77 ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	5経営体		47.02 ha	0 ha		46.41 ha	0 ha		

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
- 2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
- 3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
- 4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
- 5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
1	(公益社団法人) 防府市農業公社	農作業等受託、農業機械レンタル等	水稻、麦他

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

- 注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
- 注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
- 注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

